

関税法基本通達等の一部改正等について

関税法第 70 条の規定に基づく関税法以外の他の法令の確認の対象となる法令の改正に伴い、関税法基本通達等についての一部を下記のとおり一部改正等を行うこととし、本年 4 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関の職員及び関係者に周知徹底されたい。

第 1 関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の一部を次のように改正する。

- 1 . 43 の 3 - 2 の ( 3 ) 中ツを削り、ネをツとし、ナをネとする。
- 2 . 70 - 1 - 1 の ( 1 ) の表を別紙 1 のように改める。
- 3 . 70 - 1 - 1 の ( 2 ) の表を別紙 2 のように改める。
- 4 . 70 - 3 - 1 の別表第 1 を別紙 3 のように改める。
- 5 . 70 - 3 - 1 の別表第 2 を別紙 4 のように改める。

第 2 「揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく揮発油等の輸入通関の際における取扱いについて」(平成 8 年 3 月 31 日蔵関第 273 号)を廃止する。

法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
イ．外国為替及び外国貿易法関係 (イ) 輸出貿易管理令 (昭和 24 年政令第 378 号)  (ロ) 外国為替令 (昭和 55 年政令第 260 号)	第 1 条第 1 項《輸出の許可》 第 2 条第 1 項《輸出の承認》  第 6 条第 2 項《支払等の許可等》 第 8 条第 2 項《支払手段等の輸出入の許可》	第 1 条第 1 項及び第 2 条第 1 項の規定により、経済産業大臣が、第 2 条第 1 項の規定に係る権限委任を受けた経済産業局長がそれぞれ発行した輸出許可証又は輸出承認証 (注) 輸出申告に係る貨物が輸出貿易管理令別表第 1 及び第 2 の中欄に掲げる貨物に該当するか否かについて疑義を生じたときは、「輸出貿易管理令の運用について (昭和 62 年 11 月 6 日 62 貿局第 322 号輸出注意事項 62 第 11 号)」の規定による「非該当証明書」の提出を行わせるものとする。 第 11 条《権限の委任》の規定により経済産業大臣から権限委任を受けた税関長が発行した輸出承認証  第 6 条第 2 項の規定により財務大臣又は経済産業大臣が発行した許可証 第 8 条第 2 項の規定により財務大臣又はその事務委任を受けた税関長が発行した輸出許可証
ロ．輸出の制限、禁止関係 (イ) 輸出入取引法 (昭和 27 年法律第 299 号)	第 28 条第 1 項及び第 2 項《輸出に関する命令》	第 28 条第 2 項の規定により経済産業大臣が発行した輸出取引承認書又は第 28 条第 5 項《輸出組合への事務委任》の規定により経済産業大臣から事務委任を受けた輸出組合の代表者が発行した輸出取引承認書 (注) 輸出申告に係る貨物が輸出入取引法に規定する承認を必要とする貨物に該当するが否かについて疑義を生じたときは、「輸出取引承認事務取扱要領 (昭和 43 年 6 月 1 日 43 貿局第 434 号輸出取引注意事項

法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
<p>(ロ) 文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号)</p>	<p>第 44 条《輸出の禁止》 〔重要文化財又は重要美術品〕</p> <p>第 56 条の 13 の 2 〔重要有形民俗文化財〕</p> <p>第 80 条第 1 項《現状変更等の制限》 〔天然記念物〕</p>	<p>43 第 33 号) 」の規定による「輸出入取引法に基づく省令別表第 1 の品目に該当しない旨の証明書」の提出を行わせるものとする。</p> <p>第 44 条の規定により文化庁長官が発行した輸出許可書 (注)輸出申告に係る貨物が文化財保護法に規定する重要文化財又は重要美術品若しくは重要有形民俗文化財に該当するか否かについて疑義を生じたときは、文化庁文化財部美術学芸課長又は国立京都博物館長が発行する「古美術品輸出鑑定証明書」の提出を行わせるものとする。</p> <p>第 56 条の 13 の 2 の規定により文化庁長官が発行した輸出許可書</p> <p>第 80 条第 1 項の規定により文化庁長官が発行した現状変更(輸出)許可書</p>
<p>(ハ) 林業種苗法 (昭和 45 年法律第 89 号)</p>	<p>第 25 条第 2 項《樹種の種苗の輸出に関する措置》</p>	<p>同法の適用対象となる樹種は、すぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ、からまつ、えぞまつ、とどまつ及びりゅうきゅうまつである(林業種苗法施行令(昭和 45 年政令第 194 号)第 1 条《政令で定める樹種》)が、これらの樹種の種苗については、輸出を制限又は禁止しているものではない。</p>
<p>(ニ) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号)</p>	<p>第 25 条第 3 項《鳥獣等の輸出の規制》</p>	<p>第 25 条第 3 項の規定により環境大臣が交付する適法捕獲等証明書</p>
<p>(ホ) 大麻取締法</p>	<p>第 4 条《禁止行為及び許可》</p>	<p>第 4 条の規定により厚生労働大臣が発行した輸出許可書</p>

法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
(昭和 23 年法律第 124 号)		
(ハ) 覚せい剤取締法 (昭和 26 年法律第 252 号)	第 30 条の 6 第 2 項《輸出の制限》	第 30 条の 6 第 2 項の規定により厚生労働大臣が発行した覚せい剤原料輸出許可書
(ト) 麻薬及び向精神薬取締法 (昭和 28 年法律第 14 号)	第 17 条《輸出》 第 18 条《輸出の許可》 第 50 条の 11《輸出》 第 50 条の 12《輸出の許可》 第 50 条の 13《特定地域の輸出の特例》 第 50 条《免許》 第 50 条の 4《準用》	第 17 条ただし書の規定により厚生労働大臣が交付する携帯輸出許可書 第 18 条第 4 項の規定により厚生労働大臣が交付する輸出許可書 第 50 条の 12 第 3 項から第 5 項において準用する第 18 条第 4 項の規定により厚生労働大臣が交付する輸出許可書 第 50 条の 13 第 2 項及び同条第 3 項において準用する第 18 条第 4 項の規定により厚生労働大臣が交付する輸出許可書 向精神薬輸出業者が、同法に規定する第二種向精神薬又は第三種向精神薬を輸出しようとする場合(第 50 条の 13 に規定する特定地域を仕向地とする特定向精神薬を輸出する場合を除く。)には、第 50 条の 4 の規定において準用する第 4 条の規定により厚生労働大臣が交付する免許証の写し
(チ) あへん法 (昭和 29 年法律第 71 号)	第 6 条《輸入及び輸出の禁止》	第 6 条第 1 項の規定により厚生労働大臣が発行したあへん輸出委託証明書又は同条第 2 項の規定により厚生労働大臣が発行したけしがら輸出許可書
八. 検疫関係 (イ) 植物防	第 10 条《輸出植物の検	第 10 条第 1 項の規定により、栽培地検査を必要とす

法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
疫法 (昭和 25 年法律第 151 号)	査》	る植物及びその容器包装については、植物防疫官が発行した栽培地検査合格証書及び輸出植物包装材料検査合格証明書、輸出する植物の包装材料として使用する土については、植物防疫官が発行した輸出植物包装材料検査合格証明書、野生の植物であって栽培地検査を要する植物と同一種類のものについては、植物防疫官又はその原産地の市町村長が発行した野生植物原産地証明書
(ロ) 狂犬病 予防法 (昭和 25 年法律第 247 号)	第 7 条《輸出入検疫》	犬等の輸出入検疫規則(平成 11 年農林水産省令第 68 号)第 9 条《検疫証明書等》の規定により家畜防疫官が交付する証明書 (1) 犬 「犬の輸出検疫証明書」(同規則様式第 5 号の 3 に定めるもの) (2) 第 2 条第 1 項第 2 号《適用範囲》に掲げる動物 「狂犬病予防法に基づく動物の輸出検疫証明書」(同規則様式第 5 号の 4 に定めるもの)
(ハ) 家畜伝 染病予防 法 (昭和 26 年法律第 166 号)	第 45 条《輸出検査》	第 45 条第 1 項の規定により家畜防疫官が発行した輸出検疫証明書

法令名	適用条項	確認する許可書又は承認書等
麻薬及び向精神薬取締法 (昭和 28 年法律第 14 号)	第 50 条の 11《輸出》 第 50 条の 27《業務の届出》 第 50 条の 30《麻薬等原料輸出業者の輸出の届出》 第 50 条の 32《麻薬等原料輸出業者以外の者の輸出の届出》 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 14 号）第 30 条第 2 号《携帯輸出》	(1) 自己の疾病の治療を目的として向精神薬を携帯して輸出する場合には、規則第 30 条第 2 号に掲げる自己の疾病の治療のため特に必要であることを証する書類（具体的には処方せんの写し又は患者の氏名、住所、向精神薬の品名、数量を記載した医師の証明書） (2) 麻薬等原料輸出業者が、第 50 条の 30 の規定により、麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和 28 年政令第 57 号）第 8 条の 2《第 50 条の 29 の政令で定める麻薬向精神薬原料》に規定する麻薬向精神薬原料を厚生労働大臣に届け出て輸出する場合には、厚生労働省地方(支)局麻薬取締部により「受理印」が押なつされた規則第 45 条の 4《輸入及び輸出の届出》に規定する「麻薬向精神薬原料輸出届」 (3) 麻薬等原料輸出業者が、法別表第 4 に掲げる麻薬向精神薬原料のうち同令第 8 条の 2 に規定する特定麻薬向精神薬原料以外のものを輸出する場合には、厚生労働省地方(支)局麻薬取締部長が発行する法第 50 条の 27 に規定する業務の届出が行われている者であることを証明する「麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書」。ただし、平成 18 年 6 月 30 日までは地区麻薬取締官事務所長が発行する証明書であっても差し支えない。 (4) 麻薬等原料輸出業者以外の者が、規則第 45 条の 5 に定める量を超える麻薬向精神薬原料を第 50 条の 32 の規定により厚生労働大臣に届け出て輸出する場合には、厚生労働省地方(支)局麻薬取締部により「受理印」が押なつされた同法施行規則第 45 条の 4 に規定する「麻薬向精神薬原料輸出届」

別表第 1

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ.外国為替及び 外国貿易法関係		
(イ)外国為替令 (昭和 55 年 政令第 260 号)	第 8 条第 1 項《支払手段等 の輸出入の許可》	第 8 条第 1 項の規定による告示で定めた支払 手段等について、同条第 2 項の規定に基づき財 務大臣が交付する「支払手段等の輸入許可証」
(ロ)輸入貿易管 理令 (昭和 24 年 政令第 414 号)	第 4 条第 1 項《輸入の承 認》  第 4 条第 2 項《輸入の承認 を要しない場合》	第 4 条第 1 項、第 3 項及び輸入貿易管理規則 (昭和 24 年通商産業省令第 77 号)第 2 条第 2 項《承認の手続等》の規定により経済産業大臣 又は税関長が交付する「輸入承認証」(同規則別 表に定める様式のもの)  第 3 条第 1 項《輸入に関する事項の公表》の 規定による公表で定めた確認書等
ロ.輸入制限、禁 止関係		
(イ)鳥獣の保護 及び狩猟の 適正化に関 する法律 (平成 14 年 法律第 88 号)	第 26 条《鳥獣等の輸入の 規制》	第 26 条の規定により輸出国の政府機関が発行 する「適法捕獲(採取)証明書」又は「輸出許 可証明書」(ただし、証明書を発給する政府機関 を有しない国(注)から輸入する場合には証明書 は不要である。)  (注)輸出証明書を発給する政府機関を有しない 国については、別に連絡する。
(ロ)銃砲刀剣類 所持等取締 法 (昭和 33 年 法律第 6 号)	第 3 条の 4、第 3 条の 5 及 び第 3 条の 6 《輸入の禁 止》  第 4 条《許可》  第 6 条《国際競技に参加	(1) 輸入物品が一般の銃砲又はけん銃部品で ある場合には、第 7 条第 1 項《許可証》の規 定により都道府県公安委員会が交付する「銃 砲所持許可証」等(第 4 条第 1 項第 1 号の規 定による許可に係るものは銃砲刀剣類所持等

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
	<p>する外国人に対する許可の特例》  第 14 条《登録》  第 25 条《本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲又は刀剣類の仮領置》</p>	<p>取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）別記様式第 9 号に定める様式のもの、同項第 2 号から第 5 号及び第 8 号から第 10 号までの規定による許可に係るものは同規則別記様式第 10 号に定める様式のもの、第 6 条第 1 項の規定による許可に係るものは同規則別記様式第 10 号の 3 に定める様式のもの）</p> <p>(2) 輸入物品が一般の刀剣類である場合には第 7 条第 1 項の規定により都道府県公安委員会が交付する「刀剣類所持許可証」（第 4 条第 1 項第 6 号から第 10 号までの規定による許可に係るものは同規則別記様式第 10 号の 2 に定める様式のもの、第 6 条第 1 項の規定による許可に係るものは同規則別記様式第 10 号の 4 に定める様式のもの）</p> <p>(3) 輸入物品が火なわ式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類である場合には、第 15 条第 1 項《登録証》の規定により都道府県教育委員会が交付する「銃砲刀剣類登録証」（銃砲刀剣類登録規則（昭和 33 年文化財保護委員会規則第 1 号）第 3 号様式に定める様式のもの）又は「登録可能証明書」</p>
(ハ) 印紙等模造取締法 (昭和 22 年法律第 189 号)	第 1 条《輸入等の禁止》	第 1 条第 2 項の規定により財務大臣が交付する「輸入許可書」
(ニ) 大麻取締法 (昭和 23 年法律第 124 号)	第 4 条《輸入等の禁止》	第 4 条の規定により厚生労働大臣が交付する「大麻輸入許可書」
(ホ) 毒物及び	第 3 条第 2 項及び第 3 条	第 4 条の規定により厚生労働大臣又は都道府



法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
劇物取締法 (昭和 25 年 法律第 303 号)	の 2 第 2 項《輸入の禁止》 第 4 条《営業の登録》	県知事が交付する「毒物劇物輸入業登録票」(毒物及び劇物取締法施行規則(昭和 26 年厚生省令第 4 号)別記第 3 号様式に定める様式のもの)及び第 6 条第 2 号《登録事項》に規定する登録品目書(厚生労働省等が照合済印を押なつしたもの)  ただし、毒物劇物製造業者が、第 6 条第 2 号の規定に基づく登録を行った毒劇物を再輸入する場合には「毒物劇物製造業登録票」及び登録品目書
(ハ) 覚せい剤 取締法 (昭和 26 年 法律第 252 号)	第 30 条の 6 第 1 項《輸入の制限》	第 30 条の 6 第 1 項の規定により厚生労働大臣が交付する「覚せい剤原料輸入許可書」
(ト) 麻薬及び 向精神薬取 締法 (昭和 28 年 法律第 14 号)	第 13 条《輸入》 第 14 条《輸入の許可》 第 50 条《免許》 第 50 条の 4 《準用》 第 50 条の 8 《輸入》 第 50 条の 9 《輸入の許可》 第 50 条の 27《業務の届出》 第 50 条の 29《麻薬等原料 輸入業者の輸入の届出》 第 50 条の 31《麻薬等原料 輸入業者以外の者の輸入 の届出》 麻薬及び向精神薬取締法 施行規則(昭和 28 年厚生 省令第 14 号)第 27 条《携 帯輸入》	(1) 第 13 条第 1 項ただし書の規定により厚生労働大臣が交付する「携帯輸入許可書」 (2) 第 14 条第 5 項の規定により厚生労働大臣が交付する「麻薬輸入許可書」 (3) 第 50 条の 9 第 3 項から第 5 項までにおいて準用する第 14 条第 5 項の規定により厚生労働大臣が交付する「向精神薬輸入許可書」 (4) 向精神薬輸入業者が、第二種向精神薬又は第三種向精神薬を輸入しようとする場合には、第 50 条の 4 において準用する第 4 条《免許証》の規定により厚生労働大臣が交付する「免許証の写し」 (5) 規則別表第一の中欄に掲げる向精神薬であって、その成分たる向精神薬の分量を超えるもの又は同表の中欄に掲げる向精神薬であって注射剤であるものを携帯して輸入する者である場合は、厚生労働省薬事監視員により「確認済」の印が押なつされた「医薬品等輸入報告書」が輸入者から輸入通関の際に提出

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
<p>(フ)あへん法 (昭和 29 年 法律第 71 号)</p>	<p>第 6 条《輸入及び輸出の禁止》</p>	<p>されることとなっているので、その確認をもって、規則第 27 条第 2 項に規定する書類の確認に代える。</p> <p>(6) 麻薬等原料輸入業者が、第 50 条の 29 の規定により、麻薬及び向精神薬取締法施行令(昭和 28 年政令第 57 号) 第 8 条の 2 に規定する麻薬向精神薬原料を厚生労働大臣に届け出て輸入する場合には、厚生労働省地方厚生(支)局麻薬取締部により「受理印」が押なつされた規則第 45 条の 4 《輸入及び輸出の届出》に規定する「麻薬向精神薬原料輸入届」</p> <p>(7) 麻薬等原料輸入業者が、別表第 4 に掲げる麻薬向精神薬原料のうち同令第 8 条の 2 《第 50 条の 29 の政令で定める麻薬向精神薬原料》に規定する麻薬向精神薬原料以外のものを輸入する場合には、厚生労働省地方厚生(支)局麻薬取締部長が発行する第 50 条の 27 に規定する業務の届出が行われている者であることを証明する「麻薬等原料輸入業者業務届受理証明書」ただし、平成 18 年 6 月 30 日までは、地区麻薬取締官事務所長が発行する証明書であっても差し支えない。</p> <p>(8) 麻薬等原料輸入業者以外の者が、規則第 45 条の 5 《輸入及び輸出の届出を要しない麻薬向精神薬原料の量》に定める量を超える麻薬向精神薬原料を第 50 条の 31 の規定により厚生労働大臣に届け出て輸入する場合には、厚生労働省地方厚生(支)局麻薬取締部により「受理印」が押なつされた規則第 45 条の 4 に規定する「麻薬向精神薬原料輸入届」</p> <p>第 6 条第 1 項ただし書に規定する国の委託を受けた者に厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長が交付する「あへん輸入委託証明書」又は同条第 2 項の規定により厚生労働大臣が交付する「けしがら輸入許可書」</p>

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
(リ)薬事法 (昭和 35 年 法律第 145 号)	第 22 条第 1 項《輸入販売業の許可》 第 23 条《準用》 第 56 条《販売、製造等の禁止》 第 57 条第 2 項 第 60 条《準用》 第 62 条《準用》 第 65 条《販売、製造等の禁止》 第 83 条《動物用医薬品等》 第 83 条の 2 《動物用医薬品の製造及び輸入の禁止》	(1) 動物用医薬品等（第 83 条に規定する医薬品等をいう。以下同じ。）である場合 イ．第 22 条に基づく輸入販売業の許可を受けた者が輸入する場合 動物用医薬品等取締規則（昭和 36 年農林水産省令第 3 号）第 19 条の 6 《準用》において準用する同規則第 4 条《許可証の様式》の規定により農林水産大臣が交付する「動物用医薬品（医薬部外品、医療用具）輸入販売業許可証」（同規則別記様式第 4 号(2)に定める様式のもの）及び輸入することができる品目を指定した「動物用医薬品等輸入販売業許可指令書」若しくは「動物用医薬品等輸入許可指令書」又はこれらの許可指令書に替えて農林水産省消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室長の「確認済」の印が押なつされた「輸入製品届出書」 オ．第 22 条に基づく輸入販売業の許可を受けていない者が輸入する場合 同規則第 75 条《医薬品の製造及び輸入の禁止の例外》の各号に掲げる場合であって、次に掲げる場合には、農林水産省消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室長の「確認済」の印が押なつされた「輸入確認願」 (イ) 臨床試験用、試験研究用、商品見本用又は展示用として輸入する場合 (ロ) 獣医師又は飼育動物診療施設を開設している法人が自己の診察に使用する目的で輸入する場合 (ハ) 同規則第 8 条の 2 の 2 《対象動物の範囲》に規定する対象動物（以下「対象動物」という。）の所有者が、当該対象動物に使用する目的で動物用医薬部外品又は動物用医療用具を輸入する場合 (ニ) 対象動物以外の動物の所有者が当該動物に使用する目的で輸入する場合

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
		<p>(ホ) 国又は都道府県が家畜伝染病予防法第2条第1項《定義》に規定する家畜伝染病の診断又は予防に使用することを目的に生物学的製剤を輸入する場合</p> <p>(2) 輸入物品が動物用医薬品等以外のものである場合  医薬品等に係る提出書類は、原則として次の区分による。</p> <p>イ．第14条第1項《医薬品等の製造販売の承認》の承認を要しない日本薬局方収載医薬品及び医療用具(工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項《日本工業規格》の日本工業規格品)並びに医薬部外品及び化粧品である場合には、薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第27条《準用》において準用する同規則第15条《許可証の交付》の規定により厚生労働大臣が交付する「輸入販売業許可証」(同規則様式第9に定める様式のもの)及び「輸入品目変更(追加)許可書」</p> <p>ただし、輸入販売業許可証又は輸入品目変更(追加)許可書に第69条《立入検査等》に基づく報告を求める旨記載されているものについては「輸入製品届書」</p> <p>ロ．第14条第1項の承認を要する医薬品及び医療用具である場合には、第22条及び第23条において準用する第14条第1項の規定により厚生労働大臣が交付する「輸入販売業許可証」、「輸入承認書」及び「輸入品目変更(追加)許可書」</p> <p>ハ．臨床試験用である場合には、第80条の2《治験の取扱い》の規定に基づく「治験計画届書」</p> <p>ニ．上記イ、ロ及びハに掲げるものであって輸入販売業許可証等を取得していないものである場合には、厚生労働省薬事監視員に</p>

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
(ヌ) 肥料取締法 (昭和 25 年法律第 127 号)	第 4 条第 3 項《登録を受ける義務》 第 5 条《仮登録を受ける義務》 第 16 条の 2 《指定配合肥料の生産業者及びその輸入業者の届出》 第 22 条《特殊肥料の輸入業者の届出》 第 33 条の 2 《外国生産肥料の登録及び仮登録》 第 35 条《適用の除外》	<p>より「確認済」の印の押なつされた「医薬品等輸入報告書」が輸入者から輸入申告の際に提出されることとなっているので、その確認をもって第 22 条又は第 23 条において準用する第 18 条《製造品目の変更等の許可》に規定する許可の確認に代える。</p> <p>ホ．医薬品等製造業者が、第 14 条第 1 項の承認を受けた医薬品等又は薬事法施行令（昭和 36 年政令第 11 号）第 15 条《輸出用医療品等に関する特例》の規定に基づく届出を行った医薬品等の再輸入を行う場合には、同施行令第 4 条《製造販売業の許可証の交付等》の規定により厚生労働大臣が交付する「製造業許可証」、「製造承認書」又は「輸出用製造届書」及び「製造品目変更（追加）許可書」</p> <p>(1) 輸入物品が第 2 条第 2 項《定義》に規定する「普通肥料」である場合は、申請者の別に            応じ、次に掲げる書類            イ．輸入業者の申請に係るもの            「登録証」又は「仮登録証」若しくは登録等を受けた肥料である旨の農林水産省消費・安全局長の「証明書」(以下「登録証等」という。)            ロ．外国生産業者の申請に係るもの            (イ) 外国生産業者自らが輸入する場合「登録証等」            (ロ) 国内管理人又は輸入業者が輸入する場合その旨の農林水産省消費・安全局長の「証明書」</p> <p>(2) 輸入物品が第 4 条第 1 項に規定する「指定配合肥料」である場合は、当該指定配合肥料の輸入業者である旨の農林水産省消費・安全局長の「証明書」</p> <p>(3) 輸入物品が第 2 条第 2 項に規定する「特殊</p>

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
(ル) 生糸の輸入に係る調整等に関する法律 (昭和 26 年法律第 310 号)	第 2 条《機構による生糸の輸入》 第 7 条《輸入に係る生糸の機構への売渡し》 第 11 条	<p>肥料」である場合は、当該特殊肥料の輸入業者である旨の都道府県知事の「証明書」</p> <p>(1) 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の委託を受けた者が生糸を輸入する場合には、機構事務所長（横浜又は神戸の事務所長。以下同じ。）の印が押なつされた「輸入生糸入港報告書」</p> <p>(2) 第 7 条第 1 項の規定により機構に生糸の売渡しをする者であつて第 11 条第 1 項に規定する農林水産大臣の認定を受けた者が生糸を輸入する場合には、機構事務所長の印の押なつされた「実需者輸入に係る生糸の買入れ・売戻し承諾書」</p> <p>(3) 第 7 条第 1 項の規定により機構に生糸の売渡しをする者であつて第 11 条第 1 項に規定する農林水産大臣の認定を受けない者が生糸を輸入する場合には、機構事務所長の印の押なつされた「一般者輸入に係る生糸の買入れ・売戻し承諾書」</p> <p>(4) 輸出貨物製造用生糸を保税工場で使用せず国内転用する場合の取扱いについては、上記(3)に準ずる。</p>
(ワ) 水産資源保護法 (昭和 26 年法律第 313 号)	第 13 条の 2 第 1 項《輸入の許可》	第 13 条の 2 第 1 項の規定により農林水産大臣の許可を要する水産動物の種苗及びその容器包装を輸入する場合には、同条第 4 項の規定により農林水産大臣が交付する「輸入許可証」(水産資源保護法施行規則(昭和 27 年農林省令第 44 号)別記様式第 2 号)の写し
(リ) 砂糖の価格調整に関する法律 (昭和 40 年法律第 109 号)	第 5 条第 3 項《輸入に係る指定糖の機構への売渡し》 (第 11 条第 12 項において準用する場合を含む。)	第 5 条第 3 項(第 11 条第 12 項において準用する場合を含む。)の規定により独立行政法人農畜産業振興機構が交付する「義務売渡しに係る指定糖の買入れ及び売戻し承諾書」又は「輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し承諾書」

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
号)  (カ)加工原料 乳生産者補 給金等暫定 措置法 (昭和 40 年 法律第 112 号)	第 13 条《指定乳製品等の 輸入》 第 14 条《輸入に係る指定 乳製品等の機構への売渡 し》	(1) 独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機 構」という。）の委託を受けた者が指定乳製品 等を輸入する場合には、機構理事長の印が押 なつされた「指定乳製品等輸入業務委託証明 書」 (2) 第 14 条第 1 項の規定により機構に売渡し をする者が指定乳製品等を輸入する場合に は、機構理事長の印が押なつされた「指定乳 製品等の買入・売戻承諾書」 (3) 第 14 条第 2 項の規定により機構と契約を 締結する者が指定乳製品等を輸入する場合に は、機構理事長の印が押なつされた「用途外 使用に係る指定乳製品等の取扱いに関する契 約締結承諾書」
(コ)主要食糧 の需給及び 価格の安定 に関する法 律 (平成 6 年 法律第 113 号)	第 30 条《米穀等の輸入を 目的とする買入れ及び当 該米穀の売渡し》 第 31 条《輸入に係る米穀 等の特別な方式による買 入れ及び売渡し》 第 34 条《米穀等の輸入の 許可》 第 42 条《麦等の輸入を目 的とする買入れ》 第 45 条《麦等の輸入》 主要食糧の需給及び価格 安定に関する法律施行令 第 8 条《納付金の納付手 続》	(1) 第 34 条の規定により納付金を納付して米 穀等を輸入する場合には、納入告知書番号を 記載した「米穀等輸入納付金納付申出書」の 写し、「米穀等輸入納付金の納付に係る変更申 出書」の写し及び「米穀等輸入納付金決定通 知書」並びに「領収証書」 (2) 第 30 条第 2 項の規定により政府の委託を 受けた者が米穀等を輸入する場合には、農林 水産省総合食料局支出負担行為担当官の印が 押なつされた「輸入米穀(等)買入契約書」の 写し (3) 第 31 条第 1 項の規定により政府と売買契 約を締結した者が米穀等を輸入する場合に は、農林水産省総合食料局支出負担行為担当 官の印が押なつされた「輸入米穀(等)の特別 売買契約書」の写し (4) 第 42 条第 2 項において準用する第 30 条第 2 項の規定により政府の委託を受けた者が麦 等を輸入する場合には、農林水産省総合食料

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
(タ) 火薬類取締法 (昭和 25 年法律第 149 号)	第 24 条第 1 項《輸入の許可》	局支出負担行為担当官の印が押なつされた「輸入麦等委託契約書」の写し (5) 第 45 条の規定により納付金を納付して麦等を輸入する場合には、納入告知書番号を記載した「麦等輸入納付金納付申出書」の写し及び「麦等輸入納付金決定通知書」並びに「領収証書」  第 24 条第 1 項の規定により都道府県知事が交付する「火薬類輸入許可書」
(レ) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和 48 年法律第 117 号)	第 3 条《製造等の届出》 第 4 条《審査》 第 4 条の 2《製造予定数量が一定の数量以下である場合における審査の特例等》 第 5 条《製造等の制限》 第 5 条の 2《外国における製造者等に係る新規化学物質の審査等》 第 11 条《輸入の許可》	(1) 輸入物品が次に掲げる化学物質の場合には、当該化学物質に係る官報告示の通し番号及び類別整理番号がそれぞれ輸入申告書又はインボイスに明示されていることを確認。 イ．附則第 2 条第 4 項《既存化学物質名簿》に規定する既存化学物質名簿に記載された既存化学物質 ロ．第 4 条第 4 項の規定によりその名称が公示された新規化学物質 ハ．第 2 条第 9 項《定義等》の規定によりその名称が公示された同条第 4 項に規定する第一種監視化学物質及び同条第 5 項に規定する第二種監視化学物質 ニ．第 2 条第 10 項の規定によりその名称が公示された同条第 6 項の第三種化学物質 (2) 輸入物品が第 2 条第 2 項に規定する第一種特定化学物質の場合には、第 11 条第 1 項の規定による経済産業大臣の許可書。ただし、同項ただし書に規定する試験研究のために当該物質を輸入する場合には、輸入貿易管理令に基づく経済産業大臣の確認書 (3) 輸入物品が第 2 条第 3 項に規定する第二



法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
		<p>種特定化学物質の場合には、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）第1条の2《第二種特定化学物質》各号に掲げる当該化学物質の号番号が輸入申告書又はインボイスに明示されていることを確認。</p> <p>(4) 輸入物品が第2条第7項に規定する新規化学物質の場合</p> <p>イ．第4条第1項若しくは第2項又は第4条の2第8項の規定により第4条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当する旨の通知を受けた場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の通知書の写し。ただし、第4条第4項の規定により当該新規化学物質の名称が公示され又は同条第5項若しくは第6項の規定により当該新規化学物質が第2条第5項に規定する第二種監視化学物質若しくは第6項に規定する第三種監視化学物質に該当する旨の指定がされた後においては、上記（1）から（3）までの規定による。</p> <p>ロ．第3条第1項第2号及び同項第3号に規定する試験研究用又は試薬の場合には、試験研究用又は試薬である旨輸入者が作成した書面</p> <p>ハ．第3条第1項第4号の確認を受けた新規化学物質（中間物等）の場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の通知書の写し</p> <p>ニ．第3条第1項第5号の確認を受けた新規化学物質（少量新規化学物質）の場合には、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の少量新規化学物質輸入確認通知書の写し及び当該物質の当該年度における輸入の累積数量が当該確認通知書に記載された数量以下であることを明示する書面</p>

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
<p>(リ) 郵便切手類模造等取締法 (昭和 47 年法律第 50 号)</p>	<p>第 1 条《輸入の禁止》</p>	<p>ホ．第 4 条の 2 第 4 項の確認を受けた新規化学物質（低生産量新規化学物質）の場合には、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の低生産量新規化学物質輸入確認通知書の写し及び当該物質の当該年度における輸入の累積数量が当該確認通知書に記載された数量以下であることを明示する書面</p> <p>ヘ．第 5 条の 2 第 2 項において準用する第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により同条第 1 項第 5 号に該当する旨の通知を受けた場合には、当該通知を受けた者とインボイスに記載された輸出者が同じときには当該通知書の写し、当該通知を受けた者とインボイスに記載された輸出者が異なるときには当該通知書の写し及び当該届出者が作成した第三者を輸出者とする旨の証明書。ただし、第 4 条第 4 項の規定により当該新規化学物質の名称が公示され又は同条第 5 項若しくは第 6 項の規定により当該新規化学物質が第 2 条第 5 項に規定する第二種監視化学物質若しくは第 6 項に規定する第三種監視化学物質に該当する旨の指定がされた後においては、上記（1）から（3）までの規定による。</p> <p>第 1 条第 2 項の規定により総務大臣が交付する「郵便切手類模造許可書」（郵便切手類模造等の許可に関する省令（昭和 47 年郵政省令第 31 号）付録様式 2 に定める様式のもの）</p> <p>(注) 輸入申告に係る郵便切手類が「郵便切手類模造等取締法」に規定する模造切手類に該当するか否かにつき疑義を生じた場合には、適宜日本郵政公社に照会すること。この場合には、日本郵政公社の外国郵便課長から「郵便切手類模造等の許可について」により回答があることになっている。</p>

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
(ツ) アルコール事業法 (平成 12 年法律第 36 号)	第 16 条《輸入の許可》 第 17 条《輸入者の限定》	(1) アルコール分が 90 度以上のアルコールを業として輸入する場合には、経済産業大臣が交付する「アルコール輸入事業許可書」の写し (2) 第 17 条ただし書の規定により経済産業大臣の承認を受けた者がアルコールを輸入しようとする場合には、経済産業大臣が交付する「アルコール試験研究輸入承認書」及び「アルコール試験研究輸入承認申請書」
(ネ) 石油の備蓄の確保等に関する法律 (昭和 50 年法律第 96 号)	第 13 条《登録》	第 15 条第 2 項《登録及びその通知》の規定により経済産業大臣が交付する「石油輸入業者登録通知書」の写し
(ナ) 農薬取締法 (昭和 23 年法律第 82 号)	第 2 条第 1 項《農薬の登録》	(1) 輸入物品が第 1 条の 2 《定義》に規定する農薬である場合には、第 2 条第 3 項の規定により農林水産大臣が交付する「登録票」の原本又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課において証明した登録票の原本の記載と相違ない旨を証明した当該登録票の写し (2) 輸入物品が第 15 条の 2 《外国製造農薬の登録》に規定する農林水産大臣の登録を受けた外国製造農薬である場合には、同条第 6 項において準用する第 7 条《製造者及び輸入者の農薬の表示》に規定する表示がされていることを当該輸入物品に明示されていることの確認 (3) 輸入物品が「農薬取締法第 2 条第 1 項の登録を要しない場合を定める省令」(平成 15 年農林水産省・環境省令第 2 号)で定める物品である場合には、農林水産省消費・安全局農産安全管理課の確認済印が押印された「農薬輸入願」又はその写し

別表第 2

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ．食品衛生法 (昭和 22 年 法律第 233 号)	第 6 条《不衛生食品等の 販売等の禁止》 第 9 条第 2 項《輸出国の 証明》 第 10 条《化学的合成品等 の販売等の制限》 第 11 条第 2 項《食品等の 規格及び基準》 第 16 条《有毒器具等の販 売の禁止》 第 18 条第 2 項《器具等の 規格及び基準》 第 26 条《食品等の検査命 令》 第 27 条《食品等の輸入の 届出》 第 28 条《報告・臨検検 査・収去》 第 62 条《おもちゃについ ての準用》 食品衛生法施行規則（昭 和 23 年厚生省令第 23 号） 第 15 条第 1 項及び第 3 項 《輸入の届出》	(1) 第 27 条の規定により厚生労働省食品衛生監 視員が交付する「食品等輸入届書」の届出済証 (当該届出書に「輸入食品等届出済」印が押な つされたもの。ただし、第 26 条又は第 28 条の 規定により検査が実施されたものについては、 「輸入食品等届出済」印のほか「合格証」印が 押なつされる。) (2) 規則の別表第 6 の 4 に掲げる食品等につい ては、「食品等輸入届書の写し」
ロ．植物防疫法 (昭和 25 年 法律第 151 号)	第 6 条《輸入の制限》 第 7 条第 1 項《輸入の禁 止》 第 8 条《輸入植物等の検 査》	(1) 輸入物品が次に掲げる物品である場合に は、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令 第 73 号）第 19 条《証明書の交付》第 1 項又は 第 2 項の規定により農林水産省植物防疫所が 当該輸入物品に押印した「植物輸入認可証印」 (同規則別記第 8 号様式(イ)に定めるもの若し くは添付した「植物輸入認可証票」(同規則別 記第 8 号様式(ロ)に定めるもの)又は当該輸入 者に交付した「植物輸入認可証明書」(同規則

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
<p>□ . 狂犬病予防法 (昭和 25 年法律第 247 号)</p>	<p>第 7 条《輸出入検疫》</p>	<p>別記第 8 号様式(ハ)に定めるもの)</p> <p>イ 第 8 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定した有害動物又は有害植物のみがいる植物(注)及びその容器包装</p> <p>□ 第 7 条第 1 項に規定する輸入禁止品</p> <p>ハ 同規則第 14 条に規定する種苗で同規則第 16 条の規定により隔離栽培のために送付されるもの</p> <p>(注) 農林水産大臣が指定した場合には、別に連絡する。</p> <p>(2) 輸入物品が次に掲げる物品である場合には、農林水産省植物防疫所が交付したそれぞれに掲げる証明書又は「植物、輸入禁止品等検査申請書」(同規則別記第 4 号様式に定めるもの)の写しで「植物輸入認可証印」を押印したもの</p> <p>イ 木材 「木材輸入認可証明書」</p> <p>□ 穀類等 「穀類等輸入認可証明書」</p> <p>ハ 種苗 「種苗輸入認可証明書」</p> <p>ニ 青果物 「青果物輸入認可証明書」</p> <p>(3) 輸入物品が第 2 条第 1 項《定義》に規定する植物及びそれらの容器包装であって、前記(1)から(2)までに掲げる物品以外である場合には、第 9 条第 4 項及び同規則第 19 条第 1 項の規定により農林水産省植物防疫所が当該輸入物品に押印した「植物検査合格証印」(同規則別記第 7 号様式(イ)に定めるもの)若しくは添付した「植物検査合格証票」(同規則別記第 7 号様式(ロ)に定めるもの)又は当該輸入者に交付した「植物検査合格証明書」(同規則別記第 7 号様式(ハ)に定めるもの)</p> <p>犬等の輸出入検疫規則(平成 11 年農林水産省令第 68 号)第 9 条《検疫証明書等》の規定により家畜防疫官が交付する証明書</p> <p>(1) 犬 「犬の輸入検疫証明書」(同規則様式第 5 号の</p>

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
<p>二．家畜伝染病 予防法 (昭和 26 年 法律第 166 号)</p>	<p>第 36 条《輸入禁止》 第 37 条《輸入のための検査証明書の添付》 第 40 条《輸入検査》 第 42 条《郵便物としての輸入》</p>	<p>1 に定めるもの)</p> <p>(2) 第 2 条第 1 項第 2 号《適用範囲》に掲げる動物 「狂犬病予防法に基づく動物の輸入検査証明書」(同規則様式第 5 号の 2 に定めるもの)</p> <p>(1) 輸入物品が第 36 条第 1 項各号に掲げる物品である場合には、第 40 条第 2 項に規定する検査の結果、第 44 条第 2 項《輸入検査証明書の交付等》及び家畜伝染病予防法施行規則(昭和 26 年農林省令第 35 号)第 51 条《輸入検査証明書等》の規定により農林水産省動物検疫所が交付する「輸入検査証明書」(同規則別記様式第 24 号に定めるもの)が輸入者から輸入通関の際に提出されることとなっているので、その確認をもって、第 36 条第 1 項ただし書に規定する許可の確認に代える。</p> <p>(2) 輸入物品が第 37 条に規定する指定検疫物である場合には、第 44 条第 1 項及び同規則第 51 条の規定により農林水産省動物検疫所が交付する「輸入検査証明書」(同規則別記様式第 24 号に定めるもの、指定検疫物が郵便物又は携帯品として輸入される場合には、当該輸入物品の容器包装に押なつされた「検疫済」(同規則別記様式第 28 号の 1 に定めるもの)のスタンプ)を確認することとし、第 37 条本文に規定する輸出国の検査証明書又はその写しの確認を要しない。</p>
<p>ホ．感染症の予 防及び感染症の患者に 対する医療 に関する法 律 (平成 10 年</p>	<p>第 54 条《輸入禁止》</p>	<p>感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則(平成 11 年農林水産省令第 83 号)第 10 条《輸入検査証明書の交付》の規定により家畜防疫官が交付する「輸入検査証明書」(同規則別記様式第 3 号に定めるもの)</p>

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
<p>法律第 114 号)</p> <p>へ . 高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号)</p>	<p>第 3 条《適用除外》 第 22 条《輸入検査》</p>	<p>(1) 第 22 条第 2 項及び一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 45 条第 3 項《輸入検査の申請等》の規定により都道府県知事が交付する「輸入高圧ガス検査合格証」又は第 22 条第 1 項及び同規則第 45 条第 1 項に規定する「輸入高圧ガス検査申請書」の検査職員確認印欄に都道府県の受付印と検査職員名が押印された当該申請書（当該申請書は、都道府県知事が輸入高圧ガス検査合格証の発行前に通関を認めても差し支えないと判断した場合に発行されるものであるので留意する。）</p> <p>(2) 輸入物品が同規則第 46 条第 1 項《検査を要しない輸入高圧ガス》に規定する緩衝装置内における高圧ガスである場合（高圧ガスを封入した緩衝装置を単体で輸入する場合に限る。したがって、輸入する高圧ガスを封入した緩衝装置が椅子等の製品に組み込まれている場合は、適用除外物品として取り扱って差し支えない。）同条第 2 項第 1 号に規定する自動車用エアバックガス発生器内における高圧ガスである場合又は同条第 2 項第 2 号に規定する自動車と一体として設計され、かつ、自動車又は自動車用部品に組み込まれている消火器内における高圧ガスである場合は、前記(1)にかかわらず、各々同条第 1 項、第 2 項第 1 号又は第 2 号に規定する要件に合致していることを輸入者が確認した「緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書」、「自動車用エアバックガス発生器輸入規制適用除外確認証明書」又は「自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書」</p> <p>(3) 輸入物品が第 3 条第 1 項第 8 号及び高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号）第 2 条第 3 項第 8 号《適用除外》の規定に基づく工</p>

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
		<p>アゾール製品等である場合には、前記(1)にかかわらず、輸入者が平成9年3月通商産業省告示第139号第4条に定める要件に合致していることの確認を行った本邦若しくは外国の検査機関、輸入されるエアゾール製品等の製造者（当該製造者の検査員を含む。）又は輸入者の作成した「試験成績書」</p> <p>(注)前記(2)において緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書、自動車用エアバックガス発生器輸入規制適用除外確認証明書又は自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書が、前記(3)において試験成績書が提出されない場合は、第22条第1項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならないので留意する。</p>